入札公告の取消

令和３年５月21日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　北岡　克哉
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第194号

令和３年５月７日（号外政府調達第83号）３ページ３段目掲載の入札公告第179号「矯正総合情報通信ネットワークシステムにおけるWindowsVirtualDesktopの構築等業務の請負一式」を取り消します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和３年５月21日
支出負担行為担当官
国土交通省不動産・建設経済局長
青木　由行
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

令和３年４月30日付（号外政府調達第81号15ページ）掲載の入札公告「建設関連業者登録システム更改業務」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年５月21日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　村山　一弥
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　長崎497号松浦２号トンネル新設（二期）工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　長崎県松浦市御厨町上登木免地先～松浦市御厨町寺ノ尾免地先
⑷　工事内容
構造形式：ＮＡＴＭ
延長：掘削521.9m
覆工：985.2m
内空断面：92.4㎡
掘削工法：発破掘削
⑸　工期
契約締結の翌日から令和５年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約16,700㎥
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行工事である。
⑼　本工事は、段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。
⑽　本工事は、段階的選抜方式において、高度なマネジメントの実績を表彰と同等に評価する試行工事である。
⑾　本工事は、段階的選抜方式において、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出を求める取り組みを実施する企業に対して、総合評価や工事成績評点において加点評価等を行うモデル工事を試行するものである。
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⒀　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒁　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒂　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⒃　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⒄　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
⒅　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒆　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。
⒇　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
②　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
㉑　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
㉒　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
㉓　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
㉔　本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
㉕　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。
㉖　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について（令和３年３月24日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。